

令和3年 第10回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年10月25日(月)

開会（午後1時28分）

宮下事務局長	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>令和3年第10回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち12名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名全員の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を18日に幸前委員、能登委員、事務局職員1名の計3名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
--------	---

議長挨拶

議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。少し寒くなってきました。心配されていた新型コロナウイルスは、ようやく落ち着いてきたように思います。しかし、まだまだ気を緩めることはできません。第6波が来るのではと予想されていますので、気を緩めず警戒してください。衆議院議員選挙の候補者の方々も新型コロナウイルス対策について盛んに言っています。そのような中ですが、農業委員会としての活動をしていかなければなりません。農地パトロールで遊休農地等の確認や農業者の利用意向調査をしていき、その結果を地区座談会に結び付けて行ければと思います。</p>
----------	--

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	まず初めに、議事録署名員の指名をいたします。
----------	------------------------

	3番 幸前委員、4番 池端委員を指名します。
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>それではご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページ、資料2の明細書と調査書は1ページから2ページです。併せてご覧ください。</p> <p>██████████から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は1件です。</p> <p>譲受人は現在240アール余りの農業経営面積で、自宅近辺にある県外在住者の所有する小区画の農地、主に畑ではありますが、これを取得するものです。農地はこれまで地元に住居する親が管理しておりましたが、親が亡くなった後は管理する者がいなくなり、今年6月相続するのを機に近くに居住する譲受人へ譲渡するものです。</p> <p>以上この案件は、資料2の調査書2ページの通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第 41 号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）

次に、議案第 41 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。

事務局（中島）

議案書の 3 ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規設定が 4 件で、合計 27,469 m²の集積計画案です。

■■■■■■■■■■が農業生産法人である■■■■■■■■■■によって基盤法による利用権の設定を行うものです。

以上この 4 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適当と考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議案第 41 号 農用地利用集積計画(案)の決定について適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（中村会長）

賛成多数により、適切と認めます。

議案第 42 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）

次に、議案第 42 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。

幸前委員

報告いたします。去る 10 月 18 日に、私と能登委員、事務局職員 1 名、計 3 名で現地確認調査を行いました。位置図の資料 1 は 2 ページを併せてご覧ください。この案件は、議案第 43 号の整理番号 3 番と同時に申請があったものです。

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p>	<p>隣地境界に擁壁があり、汚水は浄化槽で処理し雨水とともに道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は、2ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は当初の事業者が変更になったため、許可後の事業計画変更申請と5条許可申請があったものです。議案第43号農地法5条許可申請の3番と併せて説明いたします。</p> <p>申請地は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積330㎡、転用目的は自己住宅建設です。当初の事業者は、自己住宅を建設する目的で平成24年7月に5条許可を得ましたが、■■■■に住む事業者の娘が病気で介護が必要になり、■■■■に移り住むことになったため申請地に住宅を建てる計画を断念し、この度、新規事業者に申請地を譲渡すものです。新規事業者は現在アパートに住んでおり手狭なため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>
	<p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p>
	<p>議案第42号 農地転用許可後の事業計画変更申請について</p>
	<p>適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手多数）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。

幸前委員

報告いたします。位置図の資料 1 は 3 ページから 8 ページを併せてご覧ください。

1 番は隣地境界に擁壁があり、汚水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

2 番は隣地境界にブロックを設置し、雨水は道路側溝に流す計画です。

3 番は議案第 42 号で報告したとおりです。

4 番は既に 7 割程度が植林済みであり、始末書が提出されております。雨水は調整池に流れます。

5 番は既に資材置場と駐車場になっており、始末書が提出されております。雨水は東側と南側の側溝に流れています。

6 番は既に駐車場になっており、始末書が提出されております。雨水は道路側溝に流れています。

7 番は隣地境界に擁壁を設置し、汚水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

以上 7 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（幸松）

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。議案書は 7 ページから 8 ページ、資料 1 の位置図は 2 ページから 8 ページを併せてご覧ください。

1 番は [REDACTED] 地内にあり、田、面積 745 m²、転用目的は自己住宅建設です。借受人は現在の住宅が手狭になったため、妻の実家に近い申請地を妻の親から使用貸借して自己

住宅を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積333㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は申請地の隣接地で飲食店を営んでおり、不足している来客用12台分の駐車場を建設するものです。申請地は準工業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は議案第42号で説明した通りです。

4番は■■■■■■■■■■地内にあり、地目は畑、面積は2,380㎡、転用目的は植林です。借受人は土木工事業を営んでおり、平成31年2月から一時転用許可を受け、砂利採取事業を行っていました。この度、申請地について砂利採取が完了し農地に復旧しましたが、貸付人は遠方に居住しており耕作する意思がなく、周辺の土地と同様に植林をしてほしいとの要望を受け、申請地を1年間使用貸借して松を植栽するものです。申請地の約7割は植林済みであります。これは申請地周辺の植林に際して土地の境界が不明確であったため、境界を越えて植林したものです。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、他地目併用、地目が山林、面積4,665㎡と一体的に植林を行うものであり、許可相当に該当するものと考えます。

5番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、5筆、面積計740㎡、既に貸資材置場と貸駐車場になっております。譲受人の務める社会福祉法人は、30年頃前に譲渡人より申請地が農地であるとは知らずに借受け、資材置場と15台分の駐車場を建設したものです。この度、譲渡人より申請地を売り渡したいとのことで調べたところ、農地であることが判明したものです。

■■■■■■■■■■に努める役員が、申請地を購入して■■■■■■■■■■

<p>議長（中村会長） 大家職務代理</p> <p>事務局（幸松） 幸前委員</p> <p>大家職務代理</p>	<p>に賃貸借するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>6番は■■■■地内にあり、地目は畑、面積は132㎡、既に駐車場になっております。譲受人は産業機械製造業を営んでおり、平成30年に申請地の隣接地である位置図の青ワク個所の駐車場建設に際して、申請地が農地であるとは知らずに借受け、隣接地と同様に駐車場を建設したものです。この度、申請地の売買にあたり、農地であることが判明したものです。申請地は農地の拡がりか10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存敷地面積の拡張、既存施設面積1,524㎡以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>7番は■■■■地内にあり、畑、面積259㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は結婚を機に、妻の実家に近い申請地を妻の祖父から使用貸借して、自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>4番の使用貸借は1年間ということで、1年後に貸付人へ戻るわけですが、戻った時点で登記を山林にするのですか。</p> <p>植林が終わったら、地目変更する予定です。</p> <p>この場所は元々丘陵地帯でしたが、土砂採取した後そのままにしておくと、土砂が流れて地盤の低い場所に被害が出るかもしれないので、植林をするということです。</p> <p>農業委員会が許可を出し使用貸借期間が満了後、植林の管理</p>
--	--

事務局（幸松） 大家職務代理	<p>を遠方に住んでいる所有者が管理できるのですか。1年後に所有者へ戻った後が心配です。事務局は申請者から何か説明を受けていますか。</p> <p>今後の事については確認していません。</p> <p>今後5年間10年間と管理をしてくれる人がいるならいいですが、そのところは重要です。</p>
事務局（幸松） 議長（中村会長）	<p>確認を取ります。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>
議長（中村会長）	<p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第44号 非農地証明願について

議長（中村会長） 幸前委員	<p>次に、議案第44号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。位置図の資料1は9ページを併せてご覧ください。山林であり、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（幸松）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案第44号 非農地証明願について説明します。議案書は9ページから10ページ、資料1の位置図は、9ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は■■■■地内にあり、畑、3筆、面積計36,032㎡です。この度、申請地の売却にあたって非農地証明願が提出されたものです。申請地において、農作物を耕作していた記録は不明です。昭和10年頃まで自生していたナラ類の</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>樹木を伐採し炭焼きを行っていましたが、その後スギやヒノキの針葉樹を植林し、昨年申請地の一部の立木を伐採した際に登記を調べたところ、地目が畑になっていることが判明したものです。現況は山林になっており、農地に復旧が著しく困難で農地の状態にないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 44 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
---	---

議案第 45 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に、議案第 45 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>議案書の 11 ページ資料 1 位置図は 10 ページからお願いいたします。加賀市長より農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外について意見を求められているので、その除外についての意見をお諮りします。</p> <p>今回の申請は 1 件で 2 ケ所の 429 m²の事案です。ご存じのように、北陸電力送配電株式会社は主に北陸 3 県を営業地域とする電力会社であります。今回送電線ルートの見直しと電力設備の設備更新が必要となった為、鉄塔 2 基を建て替えることになりました。このため、既設送電線ルートの近隣である加賀市■■■■と■■■■を代替え地として選定し、農用地区域からの除外を申請したものです。</p>
--------------------------------	--

議長（中村会長）	<p>以上この件については、鉄塔の敷地は必要最小限の面積を有しており、床面をコンクリートで固めるなど周辺の農地に対する影響は最小限であり適当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 45 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告第 17 号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第 17 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>議案書の 13 ページからです。農地貸借の合意解約の届出がありましたので、報告いたします。今月の届出は 1 件で 3 筆の 3,294 m²の届出です。</p> <p>これは今年の 5 月に、農業委員会総会に農用地利用集積計画の一案件としてお諮りし可決されたものです。実は貸付者自ら耕作したい土地が 1 部ありましたが、錯誤により借受者と利用権を結んでしまいました。よって、今回この案件 3 筆を合意解約するものです。解約条件はありません。</p>
議長（中村会長）	<p>以上、この 1 件については土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>

報告第 18 号 1・1・1 運動の報告について

議長（中村会長）	次に、報告第 18 号 1・1・1 運動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（中村会長）	それでは、私から県の常設審議委員会の報告をします。今月 15 日に行われ、加賀市から 2 件、外の市町から 4 件あり、全て許可相当ということです。 その他、事務連絡については事務局から報告してください。

事務連絡

宮下事務局長	((資料 3) 当面の日程のみを説明) (その他資料の説明) (石川県農業委員大会の説明)
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和 3 年第 10 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後 2 時 11 分）